

医政第44号
平成28年4月1日

宇都宮市保健所長 様

栃木県保健福祉部医療政策課長

独立行政法人福祉医療機構における病院の融資に対する証明の取扱い等
について

県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり厚生労働省医政局長及び独立行政法人福祉医療機構理事長から通知がありましたので、参考までに送付いたします。

なお、関係団体（一般社団法人栃木県医師会、一般社団法人栃木県歯科医師会及び栃木県病院協会）宛て別途通知しておりますので、申し添えます。

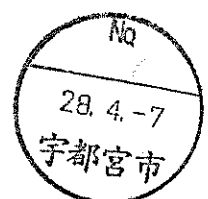
記

- 1 独立行政法人福祉医療機構における病院の融資に対する証明の取扱いについて（平成28年3月31日医政発0031第10号）
- 2 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明について（平成28年3月31日福医事第0031001号）
- 3 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明の取扱いについて（平成28年3月31日福医事第0031002号）

医療政策課医療指導担当

TEL 028(623)3084

FAX 028(623)3056



1900

1901

1902

1903

1904

1905

1906

1907

1908

1909

1910

1911

1912

1913

1914

1915

1916

1917

1918

1919

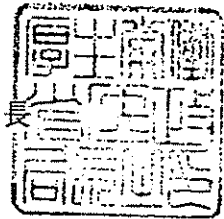
1920



医政発0331第10号
平成28年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



独立行政法人福祉医療機構における病院の融資に対する証明の取扱いについて

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の医療貸付における病院等に対する融資に係る証明については、機構が貸付対象事業としての適否を判断する上での資料とするため、従来から貴職にご協力をお願いしてきたところである。

平成28年度より医療貸付事業では、地域医療構想の実現に向けた取組を実施する医療機関に対する融資制度を創設し、地域医療構想における当該医療機関の位置付けを基に適否を判断することとしたので、必要となる事項の証明をお願いしたい。

なお、この取扱いの詳細については、別途機構から通知することとなるので御了解いただきたい。

福医事第 0331001 号
平成 28 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 様

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中村 裕一

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明について

当機構の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療貸付事業に係る証明書の記載等については、従来よりご協力をお願いしてきたところですが、平成 28 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 10 号の厚生労働省医政局長通知で示されたとおり、当機構の医療貸付事業では、平成 28 年度から地域医療構想の実現に向けた取組みを実施する医療機関に対する融資制度を創設いたしました。ついては、医療貸付事業における証明書の記載内容を別添のとおり一部変更することとしましたので、引き続き、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細については、別途医務主管部(局)長あてお願いすることとしましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、平成 25 年 3 月 13 日付医業第 0313001 号「独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明について」は廃止します。

○病院

- 1 病院の設置・整備資金の融資に係る別紙1の証明願があった場合は、次の当機構で定める取扱いの原則にご留意のうえ、別紙2の証明書により証明ください。
 - (1) 病院の開設又は病院の病床数の増加等に関して医療法(以下「法」という。)第30条の11の規定による勧告に従わない場合には、融資を行わない。
 - (2) 貸付けの対象となる病院の病床不足地域の定義は、医療法施行規則(以下「規則」という。)第30条の30及び規則第30条の31の規定による医療計画に定められた区域のうち基準病床数に満たない区域であること。
 - (3) 病床充足地域であっても、規則第30条の32の2の規定に基づく病床を含む病院及び規則第30条の33第1項に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院の新設又は増床事業であれば、貸付けの対象とする。
 - (4) 医療施設近代化施設整備事業の実施について(平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知)に基づき、整備を実施する病院の増改築に係る乙種増改築資金については、優遇利率を適用する。
 - (5) 規則第30条の32の2の規定に基づく病床を含む病院の機能の向上に係る乙種増改築資金については、優遇利率を適用する(減床する場合に限る。)
 - (6) 法第30条の4第2項に基づき、医療計画に定める事項の達成の目的を推進するために整備する病院の増改築に係る乙種増改築資金については、優遇利率を適用する(減床する場合に限る。)
 - (7) 500床以上の病院の建築資金については、法第30条の4第2項第2号に規定する5疾病5事業等に係る医療連携体制に位置づけられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。
 - (8) 500床未満の病院の建築資金については、法第30条の4第2項第2号に規定する5疾病5事業等に係る医療連携体制に位置づけられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資する。
 - (9) 法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の実現に向けた取組みを実施する医療機関として認められる病院については、地域医療構想支援資金の貸付けの対象とする。

2 証明書の記載方法

(1) 証明事項 1

「上記施設の開設地の属する区域の病床の現状」については、「単位区域」は施設の開設地の属する地域の医療計画に定める医療圏の名称、「基準病床数」は当該医療計画に定める「基準病床数」、「既存病床数」は当該医療圏における現在の病床数をそれぞれ記載してください。

(2) 証明事項 2

ア) 「上記施設の事業計画が、独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の1」又は「別表18の2」の規定に該当する事由」については、規則第30条の32の2中の該当する規定を記載してください。

イ) 「上記施設の事業計画が、独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の3」の規定に該当する事由」については、規則第30条の33第1項に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う事業であることを記載してください。

ウ) 「上記施設の施設整備が、診療機能の向上又は医療計画に定める事項の達成を推進するために必要と認められる事由」については、次のいずれに該当するか記載してください。

- ・ 医療施設近代化施設整備事業に係るもの
- ・ 規則第30条の32の2に基づき、病床の機能の向上に係るもの
- ・ 法第30条の4第2項に基づき、医療計画を推進するために必要なもの

エ) 「上記施設が、医療計画に定める地域医療構想の達成を推進するために必要と認められる事由」については、法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の実現に向けた取組みを実施する医療機関として認められるものに該当するか記載してください。

○有床診療所

1 有床診療所の設置・整備資金の融資に係る別紙1の証明願があった場合は、次の当機構で定める取扱いの原則にご留意のうえ、別紙2の証明書により証明ください。

(1) 有床診療所の開設又は有床診療所の病床数の増加等に関して法第30条の11の規定による勧告に従わない場合には、融資を行わない。

(2) 貸付けの対象となる有床診療所の病床不足地域の定義は、規則第30条の30及び規則第30条の31の規定による医療計画に定められた区域のうち基準病床数に満たない区域であること。

(3) 病床充足地域であっても、規則第30条の32の2の規定に基づく病床を含

む有床診療所の新設事業であれば、貸付けの対象とする。

(4) 病床充足地域であっても、規則第1条の14第7項の規定に基づく病床を含む有床診療所の新設事業であれば、貸付けの対象とする。

(5) 法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の実現に向けた取組みを実施する医療機関として認められる有床診療所については、地域医療構想支援資金の貸付けの対象とする。

2 証明書の記載方法

(1) 証明事項1

「上記施設の開設地の属する区域の病床の現状」については、「単位区域」は施設の開設地の属する地域の医療計画に定める医療圏の名称、「基準病床数」は当該医療計画に定める「基準病床数」、「既存病床数」は当該医療圏における現在の病床数をそれぞれ記載してください。

※ 法附則（平成18年法律第84号）第3条第3項及び第4項に規定する、平成18年12月31日以前に設置された診療所の一般病床については、施行日から別途政令で定める日までの間は、基準病床数制度における既存の一般病床の数には算入しないとされています。

しかしながら、機構の有床診療所に対する融資は、平成18年12月31日以前に設置されたものを含めて、すべて基準病床数制度に基づき貸付条件を決定することから、証明願申請時点での病床数の記載をお願いします。

(2) 証明事項2

ア) 「上記施設の事業計画が、独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の1」又は「別表18の4」の規定に該当する事由」については、規則第30条の32の2中、又は規則第1条の14第7項中の該当する規定を記載してください。

イ) 「上記施設が、医療計画に定める地域医療構想の達成を推進するために必要と認められる事由」については、法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の実現に向けた取組みを実施する医療機関として認められるものに該当するか記載してください。

○病院、有床診療所以外の医療関係施設

医療提供体制の確保のために、貴職が必要と認めるものに係る証明については、融資の案件があった都度、個別に照会することとしたいので、よろしくお願いいたします。

独立行政法人福祉医療機構 病院・有床診療所融資に関する

別紙1

証 明 願

病院又は有床診療所										管 理 者	
名 称									氏 名		
開設地											
計画の概要											
又は設置又は整備する病床数	区 分		病床数（療養病床は再掲）					増加病床数 についての 開設許可年月日	診 療 科 目		
			総数	一般 療養	精神	結核	感染症		現 在		
	現 在		床	床	床	床	床	床			
	計画による 増 減	増 加						年 月 日	計 画 完成後		
		減 少									
	計画完成後										
証 明 事 項	1	上記病院又は有床診療所の開設地の区域における病床の現状等									
	2	上記病院又は有床診療所の設置・整備に係る診療機能等									
上記施設の設置・整備等のため、独立行政法人福祉医療機構資金の融資を受けたいので、 上記の証明事項について証明してください。 平成 年 月 日 (開設者) 住所 _____ 様 氏名又は名称 _____ ㊟											

- (注) 1. 証明願は、都道府県知事あて2部提出してください。ただし、都道府県によっては、知事が委任した者（保健所長等）が証明する場合があるので、あらかじめ都道府県医務主管課に問い合わせてください。
2. 計画による増加病床数について、既に開設（一部変更）許可を得ている場合は、その許可年月日を記入してください。
3. 証明事項欄は、該当の数字を○で囲んでください。

証 明 書

別紙2

病院又は有床診療所	名 称	開 設 地	開設者の氏名又は名称

証明事項1 について	区 分	単位区域	基準病床数	既存病床数	備 考	
	上記施設の開設地の属する区域の病床の現状	一般・療養				
		精 神				
		結 核				

証明事項2 について	上記施設の事業計画が、独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の1」から「別表18の4」までの規定に該当する事由	独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の ____」に規定する医療法施行規則第 ____ 条の ____ 第 ____ 項第 ____ 号に掲げる に該当する事業計画である。
	上記施設の施設整備が、診療機能の向上又は医療計画に定める事項の達成を推進するために必要と認められる事由	下記記載事項のうち、該当するものの□の中に✓印を付けてください。 ☐ ①医療施設近代化施設整備事業に係るもの ☐ ②医療法施行規則第30条の32の2第1項第 ____ 号に掲げる 病院の病床として機能の向上に係るもの ☐ ③医療計画を推進するために必要なもの 医療法第30条の4第2項に基づき医療計画に定める事項 (1) 医療連携体制に関する事項 ア 5 疾病 5 事業 ☐ がん ☐ 脳卒中 ☐ 急性心筋梗塞 ☐ 糖尿病 ☐ 精神疾患 ☐ 救急医療 ☐ 災害時における医療 ☐ へき地の医療 ☐ 周産期医療 ☐ 小児医療（小児救急を含む。） イ 都道府県における疾病の状況等に照らして特に必要と認める医療 ☐ 精神保健医療対策 ☐ 障害保健対策 ☐ 認知症対策 ☐ 結核・感染症対策 ☐ 臓器移植対策 ☐ 難病等対策 ☐ その他 ※ 次の欄に具体的に記入してください (2) 医療連携体制以外の事項 上記以外で医療計画を推進していくために必要と認められる事項 ※ 次の欄に具体的に記入してください
	上記施設が、医療計画に定める地域医療構想の達成を推進するために必要と認められる事由	☐ 地域医療構想の実現に向けた取組みであるもの

上記のとおり証明する。
 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(注) 証明事項1について 証明願に係る増加病床数について、医療計画公示後開設（一部変更）許可を与えている場合は、「既存病床数」は当該許可を与える直前の病床数を、未許可の場合は、証明日現在の病床数を記入してください。

福医事第 0331002 号
平成 28 年 3 月 31 日

各 都道府県医務主管部(局)長 様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部長

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明書の取扱いについて

当機構の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、平成 28 年 3 月 31 日付福医事第 0331001 号をもって当機構理事長から貴知事あて協力依頼をさせていただいたところですが、詳細につきましては、別添により証明書に記載して頂きますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当該証明につきましては、各都道府県知事の業務委任の実情に応じ、知事又は知事の委任した者を証明者としてお願いしたいと存じますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

また、平成 25 年 3 月 13 日付医業第 0313002 号「独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明の取扱いについて」は廃止します。

独立行政法人福祉医療機構医療貸付に係る証明書の記載要領

○病院

1 証明事項1について

「上記施設の開設地の属する地域の病床の現状」について

(1) 「単位区域」欄

上記施設について、次により「基準病床数」算定の基礎となる区域（医療法施行規則（以下「規則」という。）第30条の29に規定する区域による。）の名称を記載してください。

ア) 一般病床の場合

医療計画において医療圏として設定した区域名を記載してください。

イ) 精神病床及び結核病床の場合

当該都道府県名を記載してください。

(2) 「基準病床数」欄

医療計画において算定した当該区域の基準病床数を記載してください。

(3) 「既存病床数」欄

当該区域内の許可病床数により補正後の現在病床数を記載してください。

なお、病床数の補正は、規則第30条の33に定めるところにより行ってください。

2 証明事項2について

(1) 「上記施設の事業計画が、独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の1」、「別表18の2」又は「別表18の3」の規定に該当する事由」について

ア) 「別表18の1」又は「別表18の2」に該当する場合

上記病院の新設又は増床事業が、独立行政法人福祉医療機構貸付準則（以下「準則」という。）「別表18の1」又は「別表18の2」に規定する事業であって、規則第30条の32の2に定める事項の一に該当する事業であることを記載してください。

(例)

独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の1」に規定する医療法施行規則第30条の32の2第1項第1号に掲げる専らがんに関し、診断及び治療等を行う病院の新設事業に該当する事業計画である 等

イ) 「別表18の3」に該当する場合

上記病院の新設又は増床事業が、準則「別表18の3」に規定する事業であって、規則第30条の33に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う事業であることを記載してください。

(例)

独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の3」に規定する医療法施行規則第30条の33第1項第1号に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院として開設を認める新設事業に該当する事業計画である 等

(2) 「上記施設の施設整備が、診療機能の向上又は医療計画に定める事項の達成を推進するために必要と認められる事由」について

上記病院の施設整備が、乙種増改築資金に係る増改築事業の場合で、医療計画を推進していくうえで必要な病院・病床について、通常の利率より低い利率（独立行政法人福祉医療機構貸付利率準則第7の表の備考（2）、（3）及び（4）に規定する利率）を適用するために必要とするものです。

また、病院に対する建築資金の融資については、次のとおりとなり、貸付対象事業としての適否等を判断するために必要とするものです。

【500床以上の病院】

500床以上の病院の新築及び増改築事業については、医療法（以下「法」という。）第30条の4第2項第2号に基づく5疾病5事業等に係る医療連携体制に位置づけられている政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備及びその他医療計画に定める事項の達成を推進するために必要と認められる病院の整備への融資に限定します。

【500床未満の病院】

500床未満の病院の新築及び増改築事業については、5疾病5事業等に係る医療連携体制に位置づけられている政策優先度の高い地域医療等を実施する病院及びその他医療計画に定める事項の達成を推進するために必要とされる病院への融資を優先します。

ア) ①に該当する場合

国庫補助対象事業である「医療施設近代化施設整備事業」による病院の増改築事業をいいます。

イ) ②に該当する場合

上記病院の増改築事業（減床する場合に限る。）が、規則第30条の32の2第1項各号に掲げる病床並びに当該病床と機能及び性格を同じくする病床であることを記載してください。

(例)

② 医療法施行規則第30条の32の2第1項第1号に掲げる専らがんに関し、診断及び治療等を行う病院の病床として機能の向上に係るもの 等

ウ) ③に該当する場合

法第30条の4第2項に基づき医療計画に定める事項のうち、該当するものを次のとおり記載してください(括弧欄は具体的に記入してください。)

なお、③に該当が無い場合、500床以上の病院については、融資の対象にならないことにご留意ください。

【医療連携体制に関する事項】

法第30条の4第2項第2号に基づく5疾病5事業等の医療連携体制において、必要な医療機能を担う病院として名称が医療計画に記載されている又は必要となる医療機能を備えていると認められる場合は、該当する疾病名または事業名を記載してください。

【医療連携体制以外の事項】

法第30条の4第2項に基づき医療計画に定める事項(第2号の医療連携体制に関する事項を除く。)の達成を推進していくうえで、当該病院の役割等が必要と認められる事項を記載してください。

(3)「上記施設が、医療計画に定める地域医療構想の達成を推進するために必要と認められる事由」について

地域医療構想支援資金(独立行政法人福祉医療機構業務方法書附則第12条)の貸付対象としての適否を判断するために必要とするものです。

医療法第30条の4第2項第7項に基づき策定された地域医療構想の実現に向けた下記例示のような取組みを実施するものと認められる場合に、チェックを入れてください。

(例)

今後の医療需要に対する医療提供体制に対応するための、

- ・病床の機能の分化及び連携の推進に係る取組み
- ・在宅医療の充実に係る取組み
- ・医療従事者の確保・養成に係る取組み
- ・地域の実情に応じて抽出された課題(〇〇〇〇)の解消に向けた取組み 等

○有床診療所

1 証明事項1について

病院と同様です。

※ 法附則（平成18年法律第84号）第3条第3項及び第4項に規定する、平成18年12月31日以前に設置された診療所の一般病床については、施行日から別途政令で定める日までの間は、基準病床数制度における既存の一般病床の数には算入しないものであります。

しかしながら、機構の有床診療所に対する融資は、平成18年12月31日以前に設置されたものを含めて、すべて基準病床数制度に基づき貸付条件を決定することから、証明願申請時点での病床数の記載をお願いします。

2 証明事項2について

（1）「上記施設の事業計画が、独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の1」又は「別表18の4」の規定に該当する事由」について

ア）「別表18の1」に該当する場合

上記診療所の新設事業が、準則「別表18の1」に規定する事業であって、規則第30条の32の2に定める事項の一に該当する事業であることを記載してください。（※例示は「病院」2（1）をご参照ください。）

イ）「別表18の4」に該当する場合

上記診療所の新設事業が、準則「別表18の4」に規定する事業であって、規則第1条の14第7項に定める事項の一に該当する事業であることを記載してください。

（例）

独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の4」に規定する医療法施行規則第1条の14第7項第1号に掲げる居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載される診療所に一般病床を設けるための新設事業に該当する事業計画である 等

（2）「上記施設が、医療計画に定める地域医療構想の達成を推進するために必要と認められる事由」について

地域医療構想支援資金（独立行政法人福祉医療機構業務方法書附則第12条）の貸付対象としての適否を判断するために必要とするものです。

医療法第30条の4第2項第7項に基づき策定された地域医療構想の実現に向けた例示のような取組みを実施するものと認められる場合に、チェックを入れてください。（※例示は、「病院」2（3）をご参照ください。）

なお、地域医療構想の実現に向けた取組みとして、有床診療所が無床診療所となる場合についても、当該証明書にチェックを入れてください。

独立行政法人福祉医療機構 病院・有床診療所融資に関する

別紙1

証 明 願

病院又は有床診療所										管 理 者	
名 称										氏 名	
開設地											
計画の概要											
又は設置又は整備する病床数	区 分	病床数（療養病床は再掲）						増加病床数 についての 開設許可年月日	診 療 科 目		
		総数	一般 療養	精神	結核	感染症	現在				
	現在		床	床	床	床	床	床			
	計画による 増 減	増 加							年 月 日	計 画 完成後	
		減 少									
	計画完成後										
証明事項	1	上記病院又は有床診療所の開設地の区域における病床の現状等									
	2	上記病院又は有床診療所の設置・整備に係る診療機能等									
上記施設の設置・整備等のため、独立行政法人福祉医療機構資金の融資を受けたいので、 上記の証明事項について証明してください。 平成 年 月 日 (開設者) 住所 _____ 様 氏名又は名称 _____ ㊟											

- (注) 1. 証明願は、都道府県知事あて2部提出してください。ただし、都道府県によっては、知事が委任した者（保健所長等）が証明する場合があるので、あらかじめ都道府県医務主管課に問い合わせてください。
2. 計画による増加病床数について、既に開設（一部変更）許可を得ている場合は、その許可年月日を記入してください。
3. 証明事項欄は、該当の数字を○で囲んでください。

証 明 書

別紙2

病院又は有床診療所	名 称	開 設 地	開設者の氏名又は名称

証明事項1	区 分	単位区域	基準病床数	既存病床数	備 考	
	上記施設の開設地の属する区域の病床の現状	一般・療養				
		精 神				
		結 核				

証明事項2	上記施設の事業計画が、独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の1」から「別表18の4」までの規定に該当する事由	独立行政法人福祉医療機構貸付準則「別表18の ____」に規定する医療法施行規則第 ____ 条の ____ 第 ____ 項第 ____ 号に掲げる _____ に該当する事業計画である。
	上記施設の施設整備が、診療機能の向上又は医療計画に定める事項の達成を推進するために必要と認められる事由	下記記載事項のうち、該当するものの□の中に✓印を付けてください。 ☐ ①医療施設近代化施設整備事業に係るもの ☐ ②医療法施行規則第30条の32の2第1項第 ____ 号に掲げる _____ 病院の病床として機能の向上に係るもの ☐ ③医療計画を推進するために必要なもの 医療法第30条の4第2項に基づき医療計画に定める事項 (1) 医療連携体制に関する事項 ア 5 疾病 5 事業 ☐ がん ☐ 脳卒中 ☐ 急性心筋梗塞 ☐ 糖尿病 ☐ 精神疾患 ☐ 救急医療 ☐ 災害時における医療 ☐ へき地の医療 ☐ 周産期医療 ☐ 小児医療（小児救急を含む。） イ 都道府県における疾病の状況等に照らして特に必要と認める医療 ☐ 精神保健医療対策 ☐ 障害保健対策 ☐ 認知症対策 ☐ 結核・感染症対策 ☐ 臓器移植対策 ☐ 難病等対策 ☐ その他 ※ 次の欄に具体的に記入してください [_____] (2) 医療連携体制以外の事項 上記以外で医療計画を推進していくために必要と認められる事項 ※ 次の欄に具体的に記入してください [_____]
	上記施設が、医療計画に定める地域医療構想の達成を推進するために必要と認められる事由	☐ 地域医療構想の実現に向けた取組みであるもの

上記のとおり証明する。 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
--	--

(注) 証明事項1について 証明願に係る増加病床数について、医療計画公示後開設（一部変更）許可を与えている場合は、「既存病床数」は当該許可を与える直前の病床数を、未許可の場合は、証明日現在の病床数を記入してください。

